令和7年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(更新研修)実施要領 (サービス管理責任者等研修(更新研修))

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。) 及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能 を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体(愛知県サービス管理責任者等研修(更新研修)指定事業者) 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会(事業者番号:愛サ3号)

3 対象者

愛知県内に所在する事業所等に従事し、以下の受講要件を満たす方。

令和2年度又は令和3年度にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(更新研修)を修了した方、または令和3年度にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(実践研修)を終了した方の内、以下のいずれかに該当する方。

- ア 現に、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者又は管理者又は相談支援専門員として従事している方で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする方。
- イ 本研修の受講開始日前5年間において、アの業務に通算して2年以上従事していた方で、サービ ス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする方。
- ※本会の研修においては、令和4年度以降に更新研修又は実践研修を修了した方は受講できません。
- ※国の定めるサービス管理責任者研修事業実施要綱に定める方を対象とします。
- ※オンラインの受講については、安定したインターネット環境における受講が可能な方。

4 受講料・定員

受講課程	受講日数	受講料(税込)	定員
サービス管理責任者等研修 (更新研修)	2日間	38, 100円	600名

5 研修日程(指定日)

「「「「「「」」」			
	期間・日程	会場	
I講 義	I 講 義 指定された講義動画を期間内に視聴します。		
(動画配信	(動画配信期間) インターネット配信 (オンデマンド)		
9月1	2日(金)から11月20日(木)まで	(受講決定後に視聴方法を案内します。)	
Ⅱ演 習	Ⅱ演 習 次の日程1~6のいずれか【2日間連続】で受講します。		
日程 1	10月15日(水)~16日(木)	zoom を利用したオンライン	
日程2	10月23日(木)~24日(金)	zoom を利用したオンライン	
日程3	10月30日(木)~31日(金)	第一富士ビル(名古屋市東区代官町35番16号)	
日程4	11月 5日(水)~ 6日(木)	zoom を利用したオンライン	
日程5	11月12日(水)~13日(木)	第一富士ビル (名古屋市東区代官町35番16号)	
日程6	11月19日(水)~20日(木)	豊橋商工会議所(豊橋市花田町石塚42-1)	

- ※定員超過により、受講できない場合がありますので予めご了知ください。
- ※演習の受講日程は、ご希望に添えない場合があります。各日程には定員があり、超える場合は事務局で日程を割り振ります。「受講決定通知」に記載する日程及び会場を必ず確認してください。
- ※上記の期間・日程は、いずれも予定です。都合により、変更する場合があります。

6 標準カリキュラム(概要)

科目	概要	時間数	
1. 障害福祉の動向に関する講義(1時間)			
障害者福祉施策及び 児童福祉施策の最新 の動向	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向について理解すること で、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分	
2. サービス提供の自	自己検証に関する演習(5時間)		
事業所としての自己 検証	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の 実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事 業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自 まとめる。	90分	
サービス管理責任者 及び児童発達支援管 理責任者としての自 己検証	・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分	
関係機関との連携	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援 内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、(自立支援)協議会の役割 を再認識する。	90分	
3. サービスの質の向	可上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習(7時間)		
サービス管理責任者 及び児童発達支援管 理責任者としてのス ーパービジョン	・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等・支援提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分	
事例検討のスーパー ビジョン	・事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良 な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化するこ とによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを 体験する。	60分	
サービス提供職員等 及び支援提供職員等 へのスーパービジョ ン	・事例を通じてサービス管理責任者等及び児童発達支援管理責任者としてサービス提供職員等及び支援提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分	
研修のまとめ	・研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者及び児童 発達支援管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グルー プワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分	

7 受講申込

(1) 受付期間

7月18日(金)から8月12日(火)まで

※締切り後の申込は一切受け付けません。

(2) 申込方法

申込者は、受講希望者の所属機関(団体、法人、事業所等)となります。

愛知県社会福祉協議会ホームページの専用<u>申込フォームから申し込み、必要書類をホームページ</u> からダウンロードして郵送してください(上記受付期間内消印有効)。

- ホームページ https://www.aichi-fukushi.or.jp にアクセスし、メニューの「研修情報」⇒「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(更新研修)」と進み、入力フォームへ必要事項を入力してください。
- 次の書類を上記期間内に必ず郵送してください。

No.	提出書類	詳細	部数
1	修了証書の写し	 令和2年度又は令和3年度にサビ児管研修(更新研修)を終了した方 サービス管理責任者研修(更新研修)修了証書写し 児童発達支援管理責任者研修(更新研修)修了証書写し (※該当のある研修のみ) 令和3年度にサビ児管研修(実践研修)を終了した方 サービス管理責任者研修(実践研修)修了証書写し 児童発達支援管理責任者研修(実践研修)修了証書写し (※該当のある研修のみ) 	1 部
2	実務経験証明書	HPからダウンロードしてご記入ください。	1 部

※記載内容を確認するため、研修事務局からご連絡することがありますので、提出書類や申込控え メールは、各事業所で必ず保管してください。

※申込内容に虚偽が認められた場合は、申込みを取り消します。

● 提出先

〒461-0011名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター サビ児管研修 更新研修 担当者 宛て

8 受講決定

(1) 決定方法

愛知県が定める「愛知県サービス管理責任者等研修(更新研修)受講者決定方法」(別紙1)に基づく。

(2) 決定時期と決定通知方法

9月11日(木)までに、受講の可否と受講指定日を申込者(団体、法人、事業所等)あて通知します。

(3) 受講料

受講決定者には、受講決定通知に併せて、**専用の振込用紙を送付します**。受講料は、振込用紙に記載された期限までに必ずお支払いください。

9 修了証書の交付

次の要件をすべて満たした者は、修了者と認定し、修了証書を交付します。

- (1) 指定された受講日程の全てを受講すること(オンライン受講者は安定したインターネット通信環境の確保により研修カリキュラムの全てを受講できること)。
- (2) 定められた期限までに課題を提出すること。期限までに未提出の場合、受講を取り消します。
- (3) 研修内容を十分に理解しており、受講態度が良好であること。<u>遅刻、中抜け、早退、欠席、態度不良の場合、受講を取り消します。</u>

(オンライン受講者は、一定時間接続不良の場合も受講を取り消します。)

10 修了者名簿の管理

研修実施後は、研修修了者の名簿を整備し、愛知県に報告します。

11 受講申込にあたっての留意事項

- (1) 申込時は、申込内容を十分に確認し、お名前(漢字)、生年月日、郵便番号、住所等、お間違えの無いようご注意ください。特に、**電子メールアドレスは、細心の注意を払って確実に登録し、受講者本人が速やかにメールを受信・閲覧できるもの**にしてください。
- (2) 演習日程は、ご希望に添えない場合があります。各日程には定員があるため、定員を超える場合は 事務局で日程を割り振ります。また、事業所管理者におかれては、追って決定された日程にて確実 に受講できるようご配慮願います。
- (3) <u>上記7(1)の受付期間後の申し込み及び受講希望者の変更はできません。</u>職員の配置等に関し、 受講予定者と十分に相談するとともに、事業所の運営を考慮したうえでお申し込みください。
- (4) 受講申込者は、所属法人・事業所の管理者とし、個人による申し込みは受け付けません。
- (5) 受講決定後、別に定める期限までに受講料のお支払いが確認できない場合は、受講を取り消します。
- (6) 入金いただいた受講料は、いかなる場合も返金いたしませんのでご了承ください。
- (7) この研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することを目的とした研修であり、各事業所のサービス管理責任者等としての配置の適用を保障・証明するものではありません。
- (8) 研修修了後の配置要件等については、事業所所管の指定権者(別紙2)にご確認ください。

12 その他

- (1) 研修当日、荒天による特別警戒警報、暴風警報が発令された場合は研修を中止することがあります。
- (2) <u>オンライン受講に際しては、安定したインターネット接続環境(有線または高速無線)や、PC・ウェブカメラ・ウェブマイク等の、オンライン受講に必要な機器等を確実に整備してください。</u> 詳しくは、<u>ZOOM システム要件</u>で検索してください。
- (3) 他の研修事業者が実施する研修に関するご質問にはお答えできません。
- 13 提出書類の送付先・問合せ先

愛知県社会福祉協議会福祉人材センター サビ児管・一般研修グループ 〒461-0011名古屋市東区白壁一丁目50番地 TEL(052)212-5516 ・ FAX(052)212-5518

- (別紙1) 愛知県サービス管理責任者等研修(更新研修)受講者決定方法
- (別紙2)愛知県指定権者一覧
- (別紙3) 受講申込の流れ

愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(更新研修) 受講者決定方法

愛知県サービス管理責任者等研修の受講決定については、実施要領3の対象者を満たす者について、申込者数が募集定員を超過した場合、下記の順に優先順位をつけ、受講決定を行う。同じ要件内の順位については、法人事業所からの受講申込みの優先順位及び配置予定状況を勘案し、上位から順に受講決定を行う。

なお、受講者の決定について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、愛知県と協議の上、決定する。

く選考基準>

受講対象者は、次の基準Ⅰ又は基準Ⅱに該当する者で、①から③を優先順位とする。

基準 I: サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、管理者として

現に勤務する者

基準Ⅱ: サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、管理者として

過去5年間に2年以上の実務経験がある者

- ① 本年度に研修を修了しなければ、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できず、人員基準を満たせない者
- ② 本年度が更新研修修了期限となる者
- ③ 更新研修修了期限が翌年度以降の者のうち、修了期限までの期間が短い者

愛知県指定権者一覧

区分	∖ 事業所所在地	名古屋市	豊橋市 岡崎市 一宮市 豊田市 大府市	その他の市町村	
総合支援法	障害福祉サービス事業所	名古屋市		県障害福祉課	
	指定一般相談		市障害福祉担当課		
	指定特定相談	牌 古名义拨酥	技林 哔音簡似担当妹	市町村 障害福祉担当課	
児童福祉法	障害児入所施設	名古屋市子ども福祉課	県障害福祉課	国际学 标划部	
	障害児通所支援			市	· 県障害福祉課
	障害児相談		障害福祉担当課 障害福祉担当課	市町村 障害福祉担当課	

受講申込の流れ(サビ児管更新研修用)

受講申込

(法人・事業所➡研修事務局)

http://www.aichi-fukushi.or.jp

【入力】「研修情報」のページから更新研修の受講申込フォーム に入力

【郵送】・各種研修の修了証書写し(※)

実務経験証明書を送付

※ 実施要領7受講申込(2)申込方法による

【期限】7月18日(金)から8月12日(火)まで

書類審査

【時期】8月~9月上旬

受講決定(※) テキストの送付

(研修事務局➡法人)

【連絡】決定通知の送付・受講する研修日程の指定

【送付】受講案内とテキストの送付(受講決定となった方)

【時期】9月11日(木)まで

選外

【連絡】選外通知の送付

【案内】キャンセル待ち申込書の送付※該当者のみ

辞退

(受講決定者で辞退する場合は、辞退届を提出)

追加受講決定

(キャンセル待ち申込み者のうち追加決定した方のみ) 【連絡】追加決定の通知郵送・受講する演習日程の指定 【送付】受講案内とテキストの送付(受講決定となった方)

受講料の支払い

(法人・事業所➡研修事務局)

【支払】振込期限内に受講料をお振込み

(専用振込用紙を使用)

講義動画の事前視聴及び事前課題の作成・提出

(受講決定者➡研修事務局)

講義動画及び事前課題の詳細については、研修資料と合わせてご案内いたします。

※期限内に課題の提出がない場合、演習は受講できません

演習(2日間)受講

【指定された研修日程を受講】

修了証書の郵送

(研修事務局⇒法人)

(※) この研修は、受講決定後に指定された研修日程を受講していただきます。

学則

①法人・団体の名称	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
②研修事業の名称	愛知県サービス管理責任者等研修(更新研修)
③開講目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。
④実施場所	愛知県内の会場
⑤研修期間	2日間及び講義動画のオンデマンド配信(9月~11月頃)
⑥研修カリキュラム	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領に基づく標準カリキュラムによる
⑦講師氏名	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領第19条の要件を満たす者
⑧研修修了の認定方法	1 研修の修了者は次に掲げる要件を全て満たす者とする (1)研修の全日程を受講すること (2)定められた期日までに課題を提出すること (3)受講態度が良好であること 2 受講態度が著しく不良であり、講師等の指示に従わない受講者については、受 講取消とし、修了証書の交付はしない
9開講時期	毎年1回 9月~11月頃
⑩受講資格	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領の別紙1「研修対象者(受講要件)」 による
①定員	600人
②受講手続	愛知県社会福祉協議会ホームページより申込み後、必要書類を期日までに提出
③受講料及び支払い方法	(受講料:2日間 38, 100円) 支払い方法:受講決定後、指定請求書による振込み 期日までに受講料の支払いがない場合は、受講取消とします。
④解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料はいかなる理由があっても返金いたしません。
⑤受講者の個人情報の取扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報は厳正に管理し、研修目的の範囲に限り使用します。研修修了者名簿を作成し、愛知県に対し、研修修了者名簿を報告します。
⑥研修に関する連絡先	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL(052)212-5516
⑪その他	本研修は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が愛知県からの指定を受け、子ども家庭庁及び厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び愛知県が定める「愛知県愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領」に基づいて実施するものです。